

平成 22 年度 長野市青少年健全育成審議会開催結果

1 日 時 平成 22 年 10 月 13 日 (水) 午後 3 時から 4 時 40 分まで

2 場 所 長野市職員会館 3 階会議室

3 出席者 委員 11 名 事務局 6 名

4 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 少年科学センター及び青少年錬成センターの利用料金について

(2) 青少年健全育成事業について

(3) 少年育成センター事業について

(4) その他

4 閉 会

5 議事、質疑要旨

(1) 少年科学センター及び青少年錬成センターの利用料金について

<資料に基づき事務局説明>

事務局 少年科学センターは平成 22 年 4 月から利用料改定の予定であったが、昨年度に市の庁議（機関決定）で利用料改定を見送った。

青少年錬成センターにおいては、平成 23 年 4 月から利用料を改定する予定でいたが、利用料を見直しする前に経営改善を図り、少しでも多くの子どもたちに利用して欲しいということもあって、今回の利用料見直しを見送る方向で考えている。

なお、これについては今後、市の庁議にかけていく。

委 員 指定管理は 3 年契約ということでもいいのか。利用料の見直しに関しては、その前提として、利用者の負担割合についての議論がなされていないのではないか。

また、施設にかかる管理運営費の中身について指定管理者から説明を受けないとその額が適正かどうか分からない。

事務局 指定管理の契約期間は 3 年でなくても構わない。当初から長いスパンで契約してしまうと、途中でやり方の見直しを考えていく中ではリスクが高いということから平成 18 年と更にその 3 年後に 3 年で契約をした。運営が安定した施設においては 2 回目の契約で 5 年契約とした施設もある。

利用者の負担割合については、長野市行政改革大綱に基づく審議会委員により、長野市全体のなかでそれぞれの施設等の提供するサービスが義務的なのか、私益的なのか、あるいは公益的なのかに基づき基準を作成し、その中にあてはめられたものである。

管理運営費の検証については、指定管理者の選定委員会という機関が別があり、プロポーザルで提案した幾つかの企業の中から、一番信用・信頼がおけてより良いサービスの提供が可能であるという観点で、施設運営のための収支計算をしたものを審査したうえ、指定管理者を決定し、算定された指定管理料を支払うことになっている。

委員 各施設については繁忙月もあれば閑散月もあり、人件費の単価をどのように見積もっているのか。

事務局 指定管理者制度においては、人件費にかかわらず他の経費もプロポーザルで提案する企業が算定し提案するもので、それに対して市の側から良いとか悪いとかいうことはない。

委員 青少年錬成センターに関しては、直営時代と比較して利用者が増加している前指定管理者が交代してしまったのは不思議である。平成21年度は利用者が激減しているが指定管理料が不足していたということなのか。

事務局 前指定管理者の平成20年度収支は約100万円の黒字となっており、現指定管理者の平成21年度収支は約30万円の黒字で、赤字になっておらず指定管理料が不足していたということにはならない。指定管理者を選定するシステムとして、例えば所管課が実績のあるA社を推したとしても選定委員会が必ずしも同じA社を管理者として決定するとは限らない。

委員 平成19年度に利用者の負担割合を公表した時に市民からはどのような意見があったのか。

事務局 これは行政改革推進担当部局が公表したもので、市有施設全てについて公表しているので青少年錬成センターと少年科学センターについては特別意見がなかった。

委員 青少年錬成センターについては、6月から8月が繁忙期かと思うが、都会の子どもたちをどのように誘客しているのか。

事務局 現在の指定管理者は東京に本社があることから、市外や首都圏から育成会等の誘客を図ってもらうようお願いしている。市教委としてのPRについては限界があることからパンフレットの配布等が精一杯であるが、誘客のために指定管理者には様々な自主事業を実施してもらっている。

(2) 青少年健全育成事業について

<資料に基づき事務局説明>

委員 都市内分権の本格実施により新しく始まった制度のなかで、地域から市に寄せられている意見とか苦情とかはないのか。

事務局 従来は少年育成委員が地域巡回指導をしていたが、今年度から委嘱という身分的保証がなくなりどのように活動していいかわからないという声が聞かれるが、少年育成センターにおいて地域ごと個別に対応・相談・指導をさせてもらっている。

委員 夏子どもキャンプの中学生の参加状況を教えていただきたい。

事務局 参加者全体でみると、小学生（４年生から５年生）と中学生は概ね半分づつとなっている。

（３）少年育成センター事業について

<資料に基づき事務局説明>

委員 少年育成委員証と立入調査員証は、住民自治協議会に巡回指導活動が移行した今も生きているのか。

事務局 少年育成委員証については、今年度から地域の委員への委嘱はなくなったが、学校少年育成委員を引き続き委嘱していることから使用している。また、立入調査員証については、少年育成センターの職員が携帯してその任にあたっている。

委員 委嘱による身分的な保証もなくなり、巡回時につける腕章もなくなったことから、地域によっては巡回指導活動をすることが難しいという人もいるが、市として配慮をお願いしたい。

事務局 腕章については各地区で独自に作成するなど工面していただいているところもある。また、各地区でも情報を必要としているので、ぜひとも地域からの情報をお寄せいただきたい。

なお、市としても地域との情報の伝達の仕方について工夫していきたい。

（４）その他について

なし